

財務省告示第四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成二十年一月二十五日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（三十年）（第二十

七回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十九年法律第一項並びに第

二十五号）第二十条第一項及び

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項、第四十七条及び附則

第七十六条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札発行と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「

債市場特別参加者による発行）

及び価格

競争入札発行」という。）及び

価格

競争入札発行」という。）及び

七						八											
口			イ			口			イ								
払			込			払			込								
行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国
入	札	格	第	参	市	入	札	格	第	参	市	入	札	格	第	参	市
発	競	行	加	場	行	発	競	行	加	場	行	発	競	行	加	場	行
発	競	行	加	場	行	発	競	行	加	場	行	発	競	行	加	場	行
発	競	行	加	場	行	発	競	行	加	場	行	発	競	行	加	場	行
円	五	五	五			四	国	条	特			八	国	条	特		
百	万	千				億	債	の	別			億	債	の	別		
二	円	六				円	に	規	会			円	に	規	会		
十		百					つ	定	計				つ	定	計		
五		七					い	に	に				い	に	に		
億		十					て	基	関				て	基	関		
六		四					、	づ	す				、	づ	す		
千		億					額	き	る				額	き	る		
二		四					面	発	法				面	発	法		
百		千					金	行	律				金	行	律		
七		二					額	し	第				額	し	第		
十		百					で	た	四				で	た	四		
六		八					四	利	十				四	利	十		
万		十					十	付	七				百	付	七		

むものとする。

$$\frac{\text{票面金額} \times 2.5}{100} \times \frac{127}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記^(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記^(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 利
成 務 本 面 成 子
二 大 銀 金 四 を
十 臣 行 額 十 支
年 か ら 百 九 年 払
一 から 円 年 う
月 通 につ き 月 °
二 知 を 百 二
十 受 千 十
五 け 円 日
日 了 者